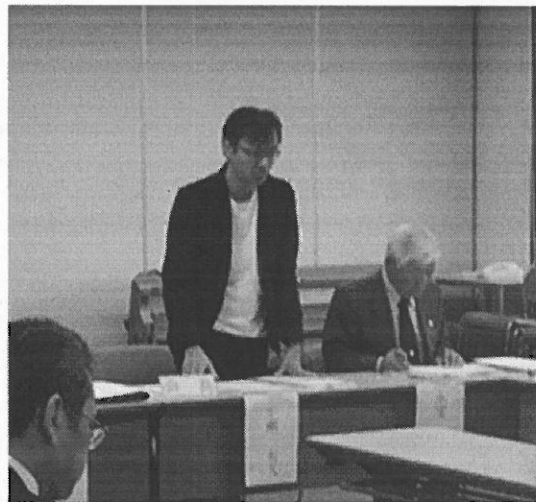


○ 会 議 録

会 議 名	第 1 回基山町空家等対策協議会			
開催年月日	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日 (金)			
開催場所	2 0 2 ・ 2 0 3 会議室			
開閉会日時	開会	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日 1 0 時 0 0 分		
	閉会	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日 1 2 時 0 0 分		
出席者並びに 欠席者 出席 1 3 名 (オブザーバー1名含む) 欠席 3 名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	平瀬 有人	出	松田 浩幸	欠
	諫見 泰彦	出	天本 正彦	欠
	永家 重光	出	重松 康清	出
	平田 百合子	出	松永 正美	出
	天本 正弘	欠	石丸 俊邦	出
	鳥飼 善治	出	園田 広行	出
	吉田 茂	出	松田 一也	出
	天本 和典	出	(オブザーバー) 阿部 一博	出
事務局 出席 4 名 欠席 1 名	毛利 博司	出	伊藤 健太郎	欠
	亀山 博史	出	井上 さおり	出
傍聴人 1 名				
会議録署名人				



～ 10時00分開会～

事務局（亀山係長）

それでは、時間前ではありますが、皆様お揃いになりましたので、第1回空家等対策協議会を始めさせていただきます。まず初めに、松田町長よりご挨拶お願いいたします。

松田委員

みなさん。おはようございます。みなさん、お忙しい中、空家等対策協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まずは、基山町の概要について少しだけ説明させていただいた後で、協議会の内容をちょっとだけご説明させて頂きたいと思います。

まず、基山町人口問題が言われてきておりますが、17年間で約1,700人の人口が減ってきております。平均すると1年間に100人と覚えやすい数字ではあります。その反面、世帯数は、ほぼ1,000世帯増えてきております。この状況を私的希望的観測でいうと量的にはこのあたりが下げ止まりで、量的には増えていくと言う、私的には楽観的な見方としております。その要因としていくつか上げられるので楽観的な見方をしているのですが、質的に基山町は大きな問題を抱えていくことになると考えています。全国的にもこの問題が増加していると思いますが、基山町の場合は、それをはるかに上回るもので、全国の第1戦となるようなスピードであると考えております。

その2つの問題の1つ目は、1人暮らしの高齢者世帯が爆発的に上がります。高齢化率もちろん上がるのですが、それよりも1人暮らしも高齢化率が、この近辺でいえば、最高のものになるとなり、全国的にも超トップレベルになると考えております。

もう1つの問題は、子育て世帯の1人親家庭の割合です。いわゆるシングルマザー・シングルファザー率が全国で1位・2位ぐらいの水準にきているということが、我々の調査で分かってきていることでございます。そして、今後もその傾向は増えていくと考えています。このような質的な問題に対応するためには、単に量的な問題をカバーするよりきめ細やかな対策を打っていかなければならないので、まさにロケットでいえば第2ロケットを外さなければならないので、そこも考えているものですが、第2ロケットを外すためには、まずは第1ロケットが大事なのではないかなあと思っており、それがこの空家対策の趣旨になっているのではと思っております。

第2ロケットの質的な問題の対策を行っていくには、まず人口増加と空家問題をうまく解決していこ

うというのがこの協議会の趣旨でございます。そういう意味でいえば、通常の家対策、国が定める家法ではどちらかという、不良住宅を早く除却して少しでも安全で安心なまちづくりをしていこうという趣旨のほうが強いですが、基山町の家等対策協議会及びその基となり、本日審議頂きます家等対策計画は、単にそれだけではなくて、家及びその後の空地の活用をいかにして基山町の活力につなげていくかということを1つの起点としておりますので、そこは国の法律だけではなくてその部分を十分に勘案して、そこに比重をかなりの部分おいているということもございまして、皆様にはこの点においても貴重なご意見を頂ければなあと思っております。もちろん、手が付けられていないすぐにでも除却しなければならない家につきましては、固定資産税の特別免除の対応も含めて、まちづくり課だけではなく、環境・税の部門と横の連携を取りながら対応していきたいと思っております。基山町のこの取り組みが他の市町村の参考といわれるぐらいに頑張っていきたいと思っておりますので、各委員の皆様におかれましては、よろしくご指導いただき、忌憚ない意見を頂きます様、大きく期待しておりますし、また、お願いしたいと存じます。ちょっと長くなりましたが、本日は是非、意義ある会にしたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

事務局（亀山係長）

はい、ありがとうございます。それでは、本日委員の皆様ご出席いただいておりますけれども、社会福祉協議会天本様、東部土木事務所松尾課長、基山交番の天本所長様の3名の方は所用によりご欠席のことでご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。それでは引き続き、家等対策協議会の事務局長をしております毛利室長より簡単にご挨拶したいと思います。よろしくお願いいたします。

毛利事務局長

おはようございます。事務局長をさせていただきますまちづくり課の毛利と申します。よろしくお願いいたします。本日は、皆様お忙しい中、第1回家等対策協議会へのご出席並びに委員の皆様方には委嘱のご承認のほどいただきまして、厚くお礼申し上げます。それから本日の協議会につきましては、国の家等対策の推進に関する特別措置法が策定されまして、その中で市町村は、家等対策計画の策定並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができとなっております。法に基づきまして、基山町でも家等対策協議会設置条例を10月1日付で設置しております。前回まで家等の対策協議をしていただいております基山町空き家等対策検討協議会から法定協議会の方へ移行させていただいたところです。平成28年の1月から6回にわたりまして、検討協議会の中では、不良住宅除去補助金交付要綱、それから基山版家バンク、国の特措法、それから基山町の家等の適正管理に関する条例等の整理、住宅に関する支援措置等数多くの議案を協議いただいております。先ほど町長も申しましたとおり、今後基山町も家が増加すると考えられますので、本協議会を中心にこれからも各委員様方の意見等をお聞かせいただきながら基山町に適した家対策等を行っていきたいと考えており、定住人口につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（亀山係長）

はい、ありがとうございます。ここで第1回の協議会ということで事務局の紹介をさせていただきますと思います。

（事務局の紹介）

それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、「委員の委嘱」です。委員委嘱に際しましては、皆様ご多忙にも関わらずご理解とご協力をいた

でき厚くお礼申し上げます。委員の皆様の委嘱書につきましては、席上に配付させていただく形をとらせていただいておりますので、ご確認のうえ、ご了承願います。

また、基山町空き家等対策検討協議会の委員のみなさまにつきましては、昨日付で委員の委嘱を解かせてさせていただきましたので、併せて席上に配布させていただいております。ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

それでは、本日第1回ということですので、本日初めてご出席いただいている委員の方もいらっしゃいますので簡単に委員のみなさまの自己紹介をして頂きたいと思います。

(平瀬氏を筆頭に右回り)

続きまして、本協議会の会長及び副会長の選出に移りたいと思います。本協議会設置要綱第5条第1項において、会長及び副会長を置くこととしております。また、同上第2項において、会長及び副会長は委員の互選により定めることとしており、第6条において、当協議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となとなっております。それでは、まず、会長を決定させていただきと思いますが、立候補される委員の方はいらっしゃいますでしょうか？

(立候補なし)

立候補がないようですので、事務局に一任いただいてよろしいでしょうか？

(異議なし)

事務局案として、佐賀大学の平瀬委員にお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか？

(異議なし)

ご異議がないようですので、平瀬委員を会長として決定させていただきます。

続きまして、副会長を決定させていただきと思いますが、立候補される委員の方はいらっしゃいますでしょうか？

(立候補なし)

立候補がないようですので、事務局に一任いただいてよろしいでしょうか？

(異議なし)

事務局案として、本日は所用で欠席となっておりますが、社会福祉協議会事務局長の天本委員にお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか？

(異議なし)

ご異議がないようですので、天本委員を副会長として決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長ならびに副会長が決定いたしました。先ほど自己紹介をして頂いたところではありますが、会長より、簡単でにご挨拶頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

平瀬会長

では、改めまして佐賀大学の平瀬と申します。よろしくお願いいたします。先ほど（自己紹介の中で）設計のお話をさせていただきましたが、設計というのは大体依頼主の方からこういうのをつくってほしいということで、依頼を受けることが多いわけでありますけれども、最近リノベーションとか改修の方もよくやらせていただきます。ただ、その中でリノベーションでも改修でもこういう機能をこうし

て欲しいというのが一般的なんですけれども、つい最近よく増えてきたのが、空家を持っているのだけれどもどうしたらよいか。機能を含めて提案してほしいという我々の建築学科では教育を受けていないような動き初めてがあるのが実際のところで世の中の方向かなあと考えております。そのような感じで、空家等の対策については日本の中でとても重要な問題となってきたと思いますので、是非この機会を使って貢献させて頂けたらと考えております。よろしくお願いします。

事務局（亀山係長）

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これより、議事の進行を平瀬会長にお願いしたいと思います。平瀬会長よろしくお願いいたします。

平瀬会長

はい、それでは、議事にはいります。議題1「基山町空家等対策計画」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（毛利室長）

議題1 『基山町空家等対策計画』について

- ・条例等整理の概略について【資料1】

⇒空家等対策の推進に関する法律の施行に基づき、法律制定以前に施行されていた本町の空家関連の例規を9月議会にて整理した。主な内容としては、特定空家の位置づけの明確化及び協議会の設置等、補助金の交付基準の設定等

- ・『基山町空家等対策計画』（案）について【資料1】

⇒空家等の適正管理、空家等対策の実施協力体制、特定空家等に対する措置及びその他の対処、空家の活用促進（除却費補助・すまいるナビ・マイホーム借上制度）等について明記

⇒本日、案をご提示させていただいたうえで、次回の協議会にて内容をまとめていきたい。

事務局（亀山係長）

ここで申し訳ありませんが、本協議会は、原則公開となっております。本日は、1名の傍聴者がいらっしゃいますので、ご了承ください。

○以下、質疑応答

オブザーバー（阿部課長）

空家等対策計画については、今回確認及び審議していただき、次回の協議会にて改めて審議し、承認いただきものと考えていいのでしょうか。

事務局（毛利室長）

はい。その予定でございます。

永家委員

検討協議会の中でも話したかもしれないが、計画の中の長期間放置された空家とは、どれぐらいの期間を指すのですか？

事務局(毛利室長)

はい。前年、区長様方に空家の調査をしていただいた際は、約1年間空家と思われる家屋について調査を行っていただきました。そこで、概ね1年以上として対応していきたいと考えております。

永家委員

1年以上というのは、わかりましたが、前回我々が調査したものは、定期的に草取り等の管理をしている物件は空家ではないとして調査しました。しかし、実際に管理がされている物件も空家としてよいのではと思います。実際に住んでいない物件ですので、今後住まれるかもわからないので。

事務局(毛利室長)

はい。そのような物件にも意向調査等を行い、すまいるナビ等の案内など対象にしていきたいと考えています。

オブザーバー(阿部課長)

活用の観点から行くと、1年以上空家であれば、きれいに管理されていようといなかろうと対象にしていく方がよいと思います。

鳥飼委員

この条例等は、10月1日から施行されているということですよ。

事務局(毛利室長)

はい。

鳥飼委員

ということは、この条例との整合性を持ちながら計画を策定していくこととなると思いますが、この計画の内容としては、大きく2つの空家への対応があると思います。危険な状態で除却を必要とする空家とすまいるナビ等において活用できる空家。近くに住んでいても実際に住んでいなければ、空家と考えてよいのでしょうか。適切に管理されていても生活の拠点が別であれば、空家「等」として、本計画に基づく空家として取り扱うということですか。

事務局(毛利室長)

はい。生活の拠点が別であって、実際に住んでいなければ空家として対応していきたいと考えます。

事務局(亀山係長)

今回の計画の中で、そのような情報提供がなされた場合は、立ち入り調査等を通じて、空家等の特定を行うことができるとしています。固定資産税の優遇措置のために除却していない家屋等については、立ち入り調査等を行ったうえで、適正に判断し、協議会に審議していただき、優遇措置除外の勧告につなげていきたいと考えております。そのためには、本協議会並びに本計画においてしっかり判断していきたいと思っております。

松田委員

空家については、特定空家とその他の利活用できる空家ということになると思いますが、先ほど事務局がおっしゃった立ち入り調査については、前者の特定空家での対応でだと思います。その時に重要なのは、特定空家の「特定化」について誰もが判断できる基準を本計画又はその下に指針等を策定する等して明確にしておくことが大事なのではないでしょうか。後者の利活用できる空家については、町が公的な立場を使って、積極的に向かい、所有者に今後どうする意向があるのか等の情報収集すべきだと思います。前者と後者のメリハリを計画の中できちん明確にしておかないと人それぞれ空家として想像するものが違ってくると思います。その辺、事務局はどうお考えですか。

オブザーバー（阿部課長）

基山の場合は、計画の中で不良住宅及イコール特定空家としての位置づけをした方がわかりやすいだろうという整理を今行っております。その理由としては国の除却費の補助金を活用するためです。住宅地区改良法施行規則に基づく調査を行い、それが100点以上の不良住宅に対して国から除却費の補助を受けることができます。幸いこの不良住宅イコール特定空家に位置づけられる物件は現在基山町内で4件ほどしか確認されませんでしたので、条例に基づく勧告・命令・代執行という流れでの除却は想定しておらず、補助金を積極的に活用していきたいと考えています。

天本委員

空家を目視だけで判断するのは難しいと思います。そこで、空家の事前届出制度を条例に盛り込むのはどうでしょうか。今後高齢化が進む中で、必ず空家は増えますので、区長様等にすべての空家を把握してもらうこと難しいと思います。事前届け出れば、取り残す空家は少なからず減ると思います。いかがでしょうか。

事務局（毛利室長）

今後、計画の中で盛り込んでいければと思います。

オブザーバー（阿部課長）

今現在、すまいるナビの登録を行っております。そこで、すまいるナビへの登録はまだしないが、予備軍の方にご登録いただくことが一つ考えられます。

松田委員

条例等で義務づけるのは、いくつかの問題点があります。プライバシーの問題。防犯の問題。基準の問題。そこで、登録してもらうには、登録者に何らかのメリットがあるようにしなければならないと思います。すまいるナビ自体をご存知の方が少ないと思いますので、本会議をプレスリリースするなど基山町は空家対策に取り組んでいるということをもっと情報発信し、委員の皆様にも周知のお手伝いをいただいて。町民の皆様にも空家であればここに相談してたほうが良いと認識してもらうことが先決であると思います。

平田委員

高齢化が進んでおり、単身の高齢者が増えてます。7区でも最近、空家にするので区役や区の行事等が

できないということで組合の皆様にご挨拶に来られた方がいらっしやいました。空家になるということは、区や組合を維持するに必要な労力の面においてもかけてしまうことなのだと思います。

鳥飼委員

先ほど平田委員がおっしゃったとおり、高齢者の単身世帯が増えてきています。そして、単身高齢者が病気や介護が必要となったとき、病院や施設に入居することが多くなってきたと感じます。このような状況では、家の所有者や親族がその家をどうするか考えている人も少ないかと思いますので、空家の把握はかなり難しいと思います。区長様方だけに把握とお願いせず、空家予備軍の方々の所に出向いて、すまいるナビ等の情報を発信していくことを計画等に盛り込むほうが良いと思います。

事務局（毛利室長）

その内容も含めて、計画を策定していきたいと思います。

オブザーバー（阿部課長）

現在行っている実態調査の内容を少しお伝えしていたほうが良いと思います。

事務局（亀山係長）

はい。去年、区長様方から情報提供いただいた空家の情報をもとに空家の実態調査を行っています。内容としては、現在の空家の管理や現在及び今後の空家の活用について、すまいるナビの利用する意思があるかの確認津でございます。そこでご回答いただいたすまいるナビ（空家バンク）活用希望者には、別途事務局から利用方法の案内や登録について個別に対応させて頂いております。

平田委員

前年度の区長様方からの情報に基づいてされているとのことでしたが、すでに空家の数はその時から増えていると思います。空家の情報は、日々変わっていくものですが、その度に随時情報提供しなくてはいけないということなのではないでしょうか。

事務局（毛利室長）

そういう点についても今後法定協議会の中で協議して、計画に盛り込めればと思います。

松田委員

今までの話をまとめると、区長様については、空家になった後の情報。民生委員様については、空家予備軍の情報をそれぞれお持ちだとおまいます。そのような空家所有者及び空家になりそうな物件の所有者にいきなり「空家バンク」へ登録をとというと身構えてしまうと思いますので、空家の相談窓口が役場にできたので、相談してみてもは？という形で委員の皆様と事務局で連携して情報発信していくほうが良いと思います。

また、今までの区長様に頼りっきりの情報収集は見直していくべきだと思います。基山町は約6,500世帯のうち、空家の可能性のある世帯は、500世帯程度だと思います。まちづくり課だけではなく、他の部署と連携すれば、効率の良い情報収集ができるのではないのでしょうか。

鳥飼委員

住基の情報を活用できる仕組みをつくっては？

松田委員

住基は、目的外使用はできないとの制約があるため、情報の活用にあたっては、明確な理由付けが必要だと思います。

石丸委員

今回のこの計画では、固定資産税情報は利用できるようになっているかと思います。それであれば、固定資産税の納付者がどなたになっているかで、その空家の管理がどのようになっているのか。ライフラインの使用情報で空家になっているかを把握できるかと思います。

また、全国の空家対策の先進自治体の情報を見てみると、建築関係等において空家の基準を設けているようで、具体的には、盛岡市等があげられます。このような基本的なことは、全国どこでもと差ほど変わらないと思いますので、他の自治体のものを参考につくっていき、それ以外の制度については基山町独自のものを考えていくのが短時間で良いと思います。

諫見委員

言葉の定義は、大事だと思います。我々がわかりにくいのであれば、町民の皆様は余計わからないと思います。「空家等」の「等」には何が含まれているのか。「等」には、出来るだけ色々なものを拾っていこうという意味といろいろな定義をまとめて表示しようとする意図があるかと思いますが、出来るだけ具体化するほうがわかりやすいかと思います。

また、空家を活用することのメリットだけではなく、デメリットの部分も予めお伝えしておくで利用者の方々の安心材料となると思います。

オブザーバー（阿部課長）

空家等の「等」については、私も具体化したほうが良いと思いますが、この「等」には2種類の意味がありまして、1つ目が空家だけでなく、空地も含むという意味。もう一つは、空家に付属する工作物も含めるという意味でございます。

諫見委員

「等」を入れることによって、幅広い意味を含めるため、予算も変わってくるかと思います。そうなれば、やはり具体化したほうが良いかと思います。

オブザーバー（阿部課長）

そのように思います。

平瀬会長

はい、それでは、議事2にはいります。議題2「基山町不良住宅除去費補助金交付要綱に基づく、住宅の不良度測定について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（毛利室長）

議題2 基山町不良住宅除去費補助金交付要綱に基づく、住宅の不良度測定について

- ・基山町不良住宅除去費補助金交付要綱に基づく内規について【資料2】
⇒第3条に基づく、測定委員にともづいて不良住宅の判定を行いたいと考えるため、事務局案での委員の選定をこの場で承認いただきたい。
- ・住宅の不良度の測定基準について【資料2】
⇒外観目視でも評価基準については、県建築課において、他自治体での事例内容情報提供を頂き、参考にしています。
- ・今年度、国の補助金を活用した不良住宅の撤去は2件予定しています。

永家委員

不良住宅の測定委員に区長や民生委員が含まれているが、専門家ではなくて大丈夫でしょうか。専門家が良いのでは。

事務局

外観目視の基準であるため、お願いしたいと考えます。

鳥飼委員

専門家だけではなく、地域集落の方の意見や周辺環境についてご存知の区長様方に入っていていただくことに意味があるという意図で事務局の方が選定してあると思いますので、専門家だけの判定ではなくてよいと思います。

松田委員

区長会長、民生委員会長は、すべての地区の細かな状況まではなかなか把握されていないと思いますので、その地区の区長様、民生委員様に入っていただければ、よりその物件の周辺状況がわかるのではと思います。

また、先ほど阿部課長のほうが不良住宅は町内に4件との説明がありましたが、今年度2件か除却するということは、残り2件はどうなったのでしょうか。それと、これは区長様方から頂いた情報だけで4件という話かと思います。他にも不良住宅と思われるものはあると思いますので、そのような物件をいろいろな方法を用いて把握することが大事だと思います。

さらに言えば、不良住宅イコール特定空家の定義という発言がありましたが、その部分についてもしっかりと定義しておくことが大事かと思います。

オブザーバー（阿部課長）

先ほどと繰り返しにはなりますが、国の補助金を活用するうえで、基山町は、不良住宅イコール特定空家という位置づけを行っています。その中で、基山町は不良住宅として認められるものは4件あり、これは区長様から情報提供頂いた別件すべてを集落支援員1名と町職員が現地調査を行ったうえで判断したものです。4件のうち2件が今年度除却されると申しましたが、今年度の補助金の予算要求が2件であったため、除却も2件しかできなかつただけですので、残り2件については次年度に予算要求していくつもりです。

松田委員

ということは、残り2件の不良住宅と思われる空家の所有者が除却が嫌だということで、今年度2件しかできないという意味ではなく、あくまで予算の問題だけということなのでしょうか。

オブザーバー（阿部課長）

今年度の2件については、解体したいとの意向がありましたので実施を予定させて頂いておりますが、残り2件の所有者にはまだお話に伺っていませんので、どういう意向なのかはまだ把握できていません。

天本委員

そういうことであれば、今年度の2件については、所有者の意向もきちんと確認できた2件と考えていいということですね。

オブザーバー（阿部課長）

はい。

事務局（毛利室長）

今回の協議の中でいろいろな意見を頂戴いたしましたので、選定委員等については事務局でもう少し考えさせていただき、計画と一緒に次回の協議会で改めてお伺いしたいと思います。

平瀬会長

事務局、1つ良いのでしょうか。別表の点数表の右端の数字は合計点ですか。合計点であれば数字が合わないと思うのですが。

オブザーバー（阿部課長）

これは、この項目の最高点です。表がわかりにくいようです。申し訳ありません、整理いたします。近隣自治体の情報を申しますと、このようなやり方を行っているのがみやき町です。みやき町はこのようなやり方で3年ほどで30件程度除却したと聞いています。

園田委員

根本的なことかもしれませんが、この協議会の中では不良住宅についても扱うのですか。不良住宅とは、特定空家の中に含まれる部分と考えてよいのでしょうか。特定住宅については、あくまで所有者である個人の費用をもって解体するとされており、解体できなければ町が代執行してでも解体するとされており、不良住宅については、国及び町が補助するとしています。同じもののなのに違う制度出合っってよいのか。

オブザーバー（阿部課長）

現在は、国交省の補助がありますが、この補助もいつまであるかわかりません。補助がなくなったら、特定空家の制度を用いて除却する必要が必ず出てきますので、今からこの制度を設けています。

松田委員

国交省の補助金は特定住宅が対象なのですか。

事務局（毛利室長）

不良住宅です。

園田委員

ということは、不良住宅であれば補助対象で、特定空家であれば補助対象外となります。同じ不良住宅で差があるのはおかしいと思います。

事務局（毛利室長）

以前、危険な状態の空家については単費で除却費の補助がありました。国交省の補助がなくなったときは、何らかの補助を町のほうで考える必要があるかと思っています。

オブザーバー（阿部課長）

不良住宅イコール特定空家という位置づけではわかりにくいとの問題が出てきましたね。

事務局（亀山係長）

その他 基山町空き家等対策検討協議会の中で進めてきた施策の内容について

- ・すまいるナビについて

⇒空家提供者及び利用希望者のマッチングを宅建協会の協力を得てスタートしました。予算はかけずに役場主導で行っています。

- ・住宅取得補助金及び家賃補助金について

⇒次年度も予算要求をしていきたいと思っています。

- ・マイホーム借り上げ制度について

⇒10月1日付で初九州自治体相談窓口として認定されました。

鳥飼建設・吉田不動産も協賛企業になっていただいています。

天本委員

マイホーム借り上げ制度の耐震の基準は。

事務局（亀山係長）

昭和56年以降に建築された新耐震基準であれば検査の必要がないとなっています。

松田委員

すまいるナビの2件の位置は。

事務局（井上）

1件目は、10区きやま台の2階だけ住宅。2件目は、高島団地の平屋です。

所有者の方のお住まいが遠方のため、ご親戚等に立ち入り調査の日程調整をお願いしている段階です。

松田委員

この情報は、不動産業者の方の情報の中にない部分ですか。

吉田委員

その情報はありません。親戚やご近所の方に情報提供いただかないとこのような物件の情報はなかなかわからないものです。

松田委員

すまいるナビについては、登録希望者がだんだんと減ってきていますがどういう理由ですか。申請取り下げの理由は。

事務局（井上）

空家提供可能者4件のうち2件の辞退の理由は、1件が3月ぐらいまで忙しくなってしまったため、再度申請したいとのこと。もう1件が、他に利用用途が確保できそうとのことでした。

平瀬会長

最後にまとめてご意見はありますか。

鳥飼委員

空家等対策計画については、利活用について充実させたほうが良いと思います。そのためには、空家予備軍の方にも個別訪問する等の丁寧な対応を行っていく必要があると思います。

平瀬会長

他にご意見ないようでしたら、本日の議事は以上となりますので、事務局に進行をお返しいたします。

事務局（亀山係長）

平瀬会長ありがとうございました。

最後に、本町において定住イベントの1つとして魅力アップセミナー及び婚活イベントの実施を予定しておりますので、お知らせいたします。

本日は、皆様ありがとうございます。これをもちまして第1回空家等対策協議会を終了いたします。

～12時00分閉会～

基山町空家等対策協議会設置条例第7条の規定により、ここに署名する。

平成28年11月16日

基山町空家等対策協議会

会長 平瀬 有人

委員 松永 正美

